

新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金の実施について

趣旨

今般の中東情勢の長期化による燃油価格の高騰に伴い、特に影響が大きい建設業、製造業、運輸業を対象とし、今後の事業継続に向けて直接支援を行う支援金制度を設けました。

支給対象及び支給要件

■ 支給対象

下記の要件を全て満たす事業者

- ・業種が建設業、製造業、運輸業のいずれかであること
- ・市内に本社又は本店がある法人であること
- ・申請時点で事業を行っており、今後も事業継続の意思があること

上記の規程にかかわらず、下記のいずれかに該当するときは、支援金の交付対象外となります

- ・事業者又は事業者の役員、従業員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
- ・宗教目的又は政治目的をもって事業を行っているとき
- ・事業内容が公序良俗に反すると認められるとき

■ 支給要件

常時雇用する従業員が19人以下であること

※正規、非正規は問わない

支援額
3万円

申請書類

- 交付申請書兼請求書(紙申請のみ)
- 令和7年度の法人市民税確定申告書(20号様式)及び法人事業概況説明書(両面)
※所在地と業種及び従業員数が確認できるもの
- 誓約書
- 振込口座が分かる通帳の写し

申請方法

- WEB申請(スマートフォン・パソコンから24時間受付)
下記URLまたは二次元コードから必要事項を入力し、申請書類をアップロード
申請用URL: <https://c0d9829a.form.kintoneapp.com/public/shibata-city-shoukou-0001>
- 紙申請
申請書類一式を直接または簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法で郵送

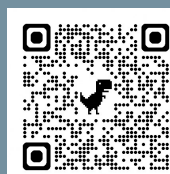
申請期間

令和8年7月6日(月)から令和8年12月25日(金)まで

問合せ先

新発田市役所 商工振興課 商業・まちなか振興係
〒957-0053 新発田中央町3-2-22 松縁館ビル1階
TEL:0254-28-9650(直通) Email:shoukou@city.shibata.lg.jp

申請先二次元コード



市HP

